

# 常任委員会の動き

## 13地区に地域包括支援センターを設置 地域完結型の保健福祉サービスを提供

民生

民生常任委員会は、九月七日に開催され、議案三件、請願一件、陳情二件を審査した。その結果、議案はすべて可決すべきもの、請願は不採択とすべきもの、陳情はすべて趣旨不承と決定した。

また、①市民病院の再整備に向けた取組状況②地域包括支援センターの十三地区への設置③(仮称)武田薬品工業株式会社新研究所の環境保全に関する協定の骨子案④(仮称)藤沢市リサイクルセンター整備・運営事業の進捗状況⑤ごみ処理有料化実施三年経過後の効果及びその検証⑥資源品目別戸別収集試行に関するアンケート結果及び今後

のスケジュール——以上六

件について報告を受けた。○地域包括支援センターの十三地区への設置については、(市の説明)地域包括支援センターは、介護保険法に基づき、日常生活圏域ごとに設置することとされ、高齢者や家族へのさまざまな支援、地域の社会資源の育成・活用や連携の推進などを図る拠点として位置づけられている。本市では、平成十八年四月に委託により八カ所設置しているが、地区福祉窓口との連携で、より効果的な地域完結型の保健福祉サービスを提供できる体制を目指し、モデル事業として、本年三月に湘南台市民センター内に開設した。

一つは、各地区一カ所の設置を基本に、高齢者人口が多い鶴沼地区は二カ所とし、十三地区に十四カ所を目標としている。市民センター等の公的施設内の設置を進めているが、狭隘等で困難な場合は、利便性のよい場所を検討していく。

実施する業務としては、介護保険法に定められている、①包括的支援業務②要支援一及び二の方の介護予防支援業務③市が委託する特定高齢者把握事業・介護予防啓発事業・地域支援事業任意事業——以上の三つである。

なお、今後の地域包括支援センター開設に当たっては、事業の質の低下が生じないよう十分に配慮し、広報等により周知を行う。既に地域包括支援センターを介護予防支援の契約により利用している方々には、委



モデル事業として開設された湘南台地域包括支援センター

託先法人の決定後、個別に通知する予定である。今後報告)について

〈市の説明〉  
公共料金の見直しについては、本年度が三年に一度の見直しサイクルの年に当たるため、検討作業を進めてきたところである。有料施設等の改定に当たっては、現行料金とトータルコストをもとに算定した基準料金の乖離幅に対し、見直し基準を設定し、この基準を最大値として改定を行うこととし、また、営利活動を対象とするものは別基準とする。

対象とする施設については、公共施設に附属する駐車場のうち、市民センター・公民館駐車場、図書館に附属する駐車場の有料化、また、無料駐輪場の有料化

### 公共料金の見直し 改定の方向性について報告

総務

総務常任委員会は、九月三日と九日に開催され、三日の委員会では、議案三件を審査した。その結果、議案はすべて可決すべきものと決定した。

九日の委員会では、議案四件、請願一件、陳情五件を審査した。その結果、議案はすべて可決すべきもの、請願は不採択とすべきもの、陳情は、一件が趣旨不承、

また、①湘南地区の消防の広域化②湘南C・X(シークロス)(仮称)アーバンライフサポートプラザ整備計画③藤沢市IT推進指針策定の中間報告④公共料金見直し(中間報告)⑤藤沢市市民活動推進計画の改定——以上五件について報告を受けた。

### 請願の処理状況

受理年月日	請願番号	件名	付託委員会	議決結果
22. 8.25	22-2	個人事業者の家族従業者に対する労賃を認め、「所得税法第56条」を廃止する意見書を国に提出することについての請願	総務	22. 9.14 不採択
22. 8.27	22-3	介護保険で訪問カット等が適用できるよう意見書提出を求めることについての請願	民生	〃
〃	22-4	保育制度改革に関する意見書提出を求める請願	文教	〃

### 陳情の処理状況

受理年月日	陳情番号	件名	付託委員会	審査結果
22. 8.18	22-14	UR賃貸(公団)住宅を公共住宅として存続し、居住者の居住の安定を求める意見書提出に関する陳情	建設	22. 9. 6 趣旨了承
22. 9. 1	22-20	子宮頸がん予防ワクチン接種への公費助成を求める陳情	民生	22. 9. 7 趣旨不承
〃	22-21	子宮頸がん予防ワクチン接種の意見書提出を求める陳情	〃	〃
22. 8.19	22-15	国に「私学助成予算の削減に反対し、増額を要望する意見書」の提出を求める陳情	文教	22. 9. 8 趣旨了承
〃	22-16	神奈川県に「私立学校経常費補助の増額と私立高等学校等生徒学費補助金および神奈川県私立学校学費緊急支援補助金の対象世帯の拡大、補助額の拡充を要望する意見書」の提出を求める陳情	〃	〃
22. 9. 1	22-19	保育制度改革に関する意見書提出を求める陳情	〃	〃 趣旨不承
22. 7.20	22-11	「核密約」を破棄し、非核3原則の厳守を求める意見書提出の陳情	総務	22. 9. 9 〃
22. 7.21	22-12	永住外国人への地方参政権付与の法制化に反対する意見書の提出を求める陳情	〃	〃
〃	22-13	憲法違反の外国人参政権による選挙を実施しないことに関する陳情	〃	〃
22. 8.30	22-18	米軍基地飛行場移設についての5月28日の日米共同声明の見直しを政府に対し求める意見書の提出を求める陳情	〃	〃
22. 9. 1	22-22	非核3原則の完全実施をめざし、法制化を国に求める意見書提出の陳情	〃	〃 趣旨了承

### 子ども読書活動推進計画 改定計画の素案まとまる

文教

文教常任委員会は、九月八日に開催され、議案一件、請願一件、陳情三件を審査した。その結果、議案は可決すべきもの、請願は不採択とすべきもの、陳情は、二件が趣旨不承、一件が趣

旨不承と決定した。また、①平成二十三年度使用藤沢市教科用図書採択結果②全国学力・学習状況調査の結果の公開③生涯学習ふじさわプランの改定

子ども読書活動推進計画(2015)の改定計画が市に広く親しまれるよう、名称を「ふじさわ子ども読書活動推進計画」と改定する予定である。

改定の経過としては、昨年九月に、第一回子ども読書活動推進計画策定委員会を開催し、改定に向けたアンケート調査を行い、以降、計画は施策の目標・展開方向・具体的推進方策を示している。

今後、パブリックコメントでの意見等を踏まえ、来年一月に改定計画を決定する予定である。

〇子ども読書活動推進計画の改定について

〈教育委員会の説明〉  
現行計画については、平成二十二年が最終年度であり、二十三年度以降に向けて計画の改定を行うものである。

基本目標の「すべての子どもたちが本に親しむことができるような環境の整備」は、現行計画を踏襲し、改定計画の基本方針として、①すべての子どもを「読書」の楽しさへ誘う②子どもの「読む力」を育み、伸ばす③地域のちからをつなげる——以上三点を新たに掲げる。この基本方針のもと、計画は施策の目標・展開方向・具体的推進方策を示している。